

有恒会会則

昭和28年 5月 制 定	昭和30年 5月 一部改正	昭和31年 5月 一部改正
昭和36年 5月 一部改正	昭和39年11月 一部改正	昭和41年 5月 一部改正
昭和46年 5月 一部改正	昭和49年 5月 一部改正	昭和51年 5月 一部改正
昭和53年 5月 全面改正	昭和56年 5月 一部改正	昭和57年 5月 一部改正
昭和60年 5月 一部改正	昭和63年 5月 一部改正	平成 4年 5月 全面改正
平成 5年 5月 一部改正	平成 6年 5月 一部改正	平成 7年 5月 一部改正
平成 8年 5月 一部改正	平成 9年 5月 一部改正	平成11年 5月 一部改正
平成13年 5月 一部改正	平成14年 5月 一部改正	平成15年 5月 一部改正
平成17年 5月 一部改正	平成18年 5月 一部改正	平成20年 6月 一部改正
平成21年 6月 一部改正	平成27年 6月 一部改正	令和 2年11月 一部改正
令和 3年 6月 全面改正	令和 4年 7月 一部改正	令和 4年 9月 一部改正

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、有恒会と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦を図り、大阪公立大学の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

(1)会報の発行

(2)会員相互の親睦事業

(3)大学と学生に対する支援事業

(4)その他本会の目的達成に必要な事業

(本部)

第4条 本会は、本部を大阪市住吉区杉本3丁目3番138号 大阪公立大学・杉本学舎内に置く。

なお本会の事務局は本部に置く。

(支部)

第5条 支部を設置することができる。

第2章 会員

(会員の種別)

第6条 本会は、以下に定める正会員、準会員、特別会員をもって構成する。

(正会員)

第7条 正会員になる資格をもつ者は、次の通りとする。

- (1) 大阪市立大学商学部、経済学部、法学部、文学部及び昭和28年3月同大学法文学部の各卒業業者
- (2) 大阪市立大学大学院経営学、経済学、法学、文学、創造都市、都市経営研究科及び法科大学院の各修了者
- (3) 大阪市立大学の前身諸学校の卒業業者
- (4) 大阪府立大学経済学部の卒業業者
- (5) 大阪府立大学現代システム科学域マネジメント学類の卒業業者
- (6) 大阪府立大学大学院経済学研究科の修了者
- (7) 大阪公立大学商学部、経済学部、法学部、文学部の各卒業業者
- (8) 前各号以外の大阪市立大学各学部、各研究科、大阪府立大学各学部、研究科、ならびにそれぞれの前身諸学校に在学または卒業した者で、本会に入会を希望する者が、有恒会員1名以上の推薦を得て入会申込書を提出し、会長の承認を得た者
(準会員)

第8条 準会員となる資格をもつ者は次のとおりとする。但し、正会員の資格をもつ者を除く。

- (1) 大阪市立大学商学部、経済学部、法学部及び文学部の各在学学生
- (2) 大阪市立大学経営学、経済学、法学、文学、都市経営研究科及び法科大学院の各在学院生
- (3) 大阪府立大学現代システム科学域マネジメント学類の在学学生
- (4) 大阪府立大学大学院経済学研究科の在学院生
- (5) 大阪公立大学商学部、経済学部、法学部、文学部の各在学学生
- (6) 大阪公立大学経営学、経済学、法学、文学、都市経営研究科及び法科大学院の各在学学生
(特別会員)

第9条 特別会員となる資格を持つ者は次の通りとする。

- (1) 大阪公立大学、大阪市立大学、大阪府立大学の教員及び旧教員
(除名)

第10条 会員が本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為をしたとき、その他正当な事由があるときは役員会の決議を経て、除名することができる。

第3章 役員

(役員)

第11条 本会に次の役員を置く。

会長1名、副会長15名以上、監事7名以内とする。

(役員を選任)

第12条 役員は総会の決議により選任する。

- 2 会長、副会長、及び監事は役員会において選任し、総会で承認を受ける。
- 3 会長、副会長及び監事は、その任を兼務することはできない。
- 4 会長は副会長の中から、常任副会長を選任する。

(役員職務)

第13条 会長は本会を代表して会務を統括し、総会、役員会を招集する。

- 2 当会に会長代行を置くことができる。会長代行は、常任副会長の中から会長が選任する。
- 3 常任副会長は、会長を補佐し、会務を遂行する。会長に事故あるときまたは欠けたときは会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 副会長は、役員会の構成員として、役員会審議に参画する。
- 5 監事は本会の収支、財政ならびにコンプライアンスや個人情報管理など会務全般について監査するとともに、役員会の構成員として、役員会審議に参画する。

(役員任期)

第14条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠または増員により選出された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- 3 役員はその任期終了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

第4章 総会と役員会

(総会)

第15条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

- 2 総会は、正会員をもって構成する。
- 3 定期総会は、毎年6月末日までに開催する。但し、会長が開催できないと判断した場合は開催を延期することができる。
- 4 臨時総会は、会長が必要と認めたときに開催する。
- 5 総会は、会長が招集する。
- 6 総会の招集は、その開催の14日前までに会議の日時、場所及び目的たる事項を記載した有恒会報「有恒」の書面、または有恒会ホームページに掲示することにより通知を発する。
- 7 総会の議長は、会長とする。
- 8 この会則に別段の定めがあるもののほか、次の事項は、定期総会に付議してその承認を受けなければならない。
 - (1) 会則の変更
 - (2) 事業報告及び決算
 - (3) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
 - (4) 事業計画及び予算
 - (5) 役員選任と解任
 - (6) その他役員会において必要と認めた事項
- 9 総会の議事は、この会則別段の定めがある場合を除き、総会出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

10 会長が一堂に会する総会を開催できないと判断した場合はメールでの書面表決、またはリモートでの総会を招集することができる。

11 総会の議事の要領及び議決事項は、有恒会会報誌（ホームページを含む）に掲載する。

（役員会）

第16条 当会の運営方針等を決定する機関として、役員会を設ける。

2 役員会は、会長、常任副会長、副会長ならびに監事をもって構成する。

3 役員会は、会長が随時招集する。役員会の議長は、会長とする。

4 会長が一堂に会する役員会を開催できないと判断した場合は、メールでの決裁、またはリモートでの役員会を招集することができる。

（役員会承認事項）

第17条 この会則に別段の定めがあるもののほか、次の事項は役員会の承認を受けなければならない。

（1）総会に提出する事項

（2）会務に関する重要な事項

（3）重要な資産の売却ならびに購入

（4）その他会長が必要と認めた事項

（役員会専決事項）

第18条 自然災害等により総会の開催が困難な場合、総会に代わり役員会で以下の項目を決裁できる。ただし、この場合、次回の総会でこれを報告する。

（1）事業報告及び決算

（2）貸借対照表及び正味財産増減計算書

（3）事業計画及び予算

（4）その他役員会において必要と認めた事項

（議事録）

第19条 総会、役員会の議事録は、これを作成し保存する。

（常任副会長会）

第20条 本会の運営組織として定例常任副会長会を置く。

2 定例常任副会長会は会長及び常任副会長をもって構成し、会務を審議し、決定する。

また、その実行機関として総務部会、財務部会、事業部会、広報部会、会員部会を設置することができる。

3 本会の会務の執行は、会長が常任副会長会の補佐の下に行う。

第5章 会費

（会費）

第21条 会費は年額5,000円とする。ただし、5カ年分の会費を前納するときは、10%を割引く

ものとする。また、会費の自動振替により毎年納付するときは、4%を割引くものとする。

- 2 終身会費は100,000円とする。従前の規定によって昭和39年11月8日以降昭和57年5月22日までに徴収した終身会費の取り扱い及びその納付者の処遇については、従前の例による。
- 3 準会員の会費は、在学中は1,000円、卒業後5年間は10,000円、6年後からは年間5,000円とする。なお、本項は遡及することができるものとする。
- 4 正会員の資格を持つ者が、第8条各号に定める在学生となったときの会費については、申出によりその期間中第3項の規定を準用する。
- 5 既納の会費は、理由の如何を問わず返還しない。

第6章 資産及び会計

(資産の種別)

第22条 本会の資産を分けて基本財産及び運用財産の2種とする。

- 2 基本財産は、役員会の議決を経て定める。
- 3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。
- 4 寄付金であって寄付者の指定のあるものは、その指定に従う。

(資産の保管)

第23条 本会の資産は、会長が保管する。

- 2 基本財産のうち、現金は、役員会の議決を経て次の方式によって運用し、会長が保管する。

(1) 定額郵便貯金への預入

(2) 信託銀行への信託

(3) 定期預金への預入

(基本財産の処分)

第24条 基本財産は、原則として処分し、または担保に供してはならない。ただし、本会の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、役員会の議決を経て、処分することができる。

(事業遂行の費用)

第25条 本会の事業遂行に要する費用は、会費、事業に伴う収入、資産から生じる果実、寄付金その他の運用資産をもって支弁する。

(会計年度)

第26条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 その他

(会則の変更)

第27条 この会則は、総会に出席した正会員と役員との3分の2以上の議決と承認により変更することが出来る。

(規程、規則)

第28条 本会は、円滑な事業運営を行うため、本会則以外に次の規程、規則を設ける。この規程、規則の変更は、役員会で決定し会長が承認する。

1 役員規程・・・定年、解任、報酬

2 事務局規程

3 支部設置規程

4 経理規程

5 就業規則

6 個人情報取扱規定

附則

1. 大阪公立大学の開設に伴い有恒会と大阪府立大学・陵友会の統合により、一部改正を行い令和4年10月1日から施行する。

2. 大阪市立大学、大阪府立大学の学生が在学する期間は、条文中の『大阪公立大学』の中に大阪市立大学と大阪府立大学を含むものとする。

以 上